

# ○共立蒲原総合病院組合職員定数条例

〔昭和31年4月28日〕  
〔条例第9号〕

改正 昭和46年9月30日条例第5号 昭和54年3月23日条例第1号  
昭和63年3月18日条例第2号 平成元年12月25日条例第9号  
平成6年12月26日条例第5号 平成7年6月28日条例第5号  
平成8年12月24日条例第7号 平成11年7月19日条例第5号  
平成12年12月25日条例第3号 平成14年9月24日条例第7号  
平成16年3月23日条例第1号 平成17年6月22日条例第2号  
平成20年9月19日条例第7号 平成23年3月28日条例第1号

(目的)

**第1条** この条例は、共立蒲原総合病院組合（以下「病院組合」という。）職員の定数を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例で職員とは、病院組合に常時勤務する者（6ヶ月以内の期間を定めて雇用される者を除く。以下「職員」という。）をいう。

(病院組合の職員の定数)

**第3条** 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共立蒲原総合病院に勤務する職員 360人
- (2) 介護老人保健施設に勤務する職員 60人

2 兼任者及び休職者は、前項の定数外とする。

(職員の定数の配分)

**第4条** 前条に掲げる職員の定数の配分は、管理者が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和46年9月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和63年3月18日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年12月25日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年12月26日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年6月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年12月24日条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年7月19日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年12月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年9月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月23日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年6月22日条例第2号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月19日条例第7号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。